

○塩尻委員長 ただいまより、子育て文教常任委員会を開会いたします。

本日の出席委員は全員でございますので会議を進めてまいります。

初めに、１、請願・陳情議案の審査についてを議題といたします。

陳情第５９号、既存相談窓口へのＡＩ相談の追加及びＡＩを活用した寄り添い型相談支援モデルの実証導入を求めることについて、陳情第６０号、公立中学校における平和教育及び校外学習の政治的中立性と安全確保を求めることについてに関わりまして、ここで委員会を休憩し、陳情提出者から趣旨・補足説明を受けることといたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前１０時０１分

再開 午前１０時１６分

○塩尻委員長 再開いたします。

ただいま趣旨・補足説明を受けた陳情第５９号につきまして、委員の皆様から特に御発言はございますか。

（「なし」の声あり）

○塩尻委員長 この件につきましては、ただいま説明を受けたばかりでありますことから、本日のところは陳情の判断を保留とすることよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○塩尻委員長 それでは、今回は保留とさせていただきます。

次に趣旨・補足説明を受けた陳情第６０号につきまして、委員の皆様から特に御発言はございますか。

（「なし」の声あり）

○塩尻委員長 この件につきましては、ただいま説明を受けたばかりでありますことから、本日のところは陳情の判断を保留とすることよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○塩尻委員長 それでは、今回は保留とさせていただきます。

次に、２、学校及び社会教育に関する事項についてを議題といたします。

（１）家庭教育ナビゲーターについて、この件につきましては、中村みなこ委員から発言の申出を受けております。

それでは御発言願います。

○中村みなこ委員 よろしく願いいたします。

８月４日に行われた民生委員児童委員連絡協議会の会議の場で、社会教育課から、家庭教育ナビゲーターの説明があったとお聞きしました。その中で、旧統一教会との関連について質問があり、旧統一教会との関わりはないと回答されたと聞いておりますが、参加者から、本当に大丈夫なのかという声が届いております。不安に思っている方がいるようですので、改めて家庭教育ナビゲータ

一のこと、会議でのやり取りや旧統一教会との関係などを確認させていただきたいと思います。

初めに、家庭教育ナビゲーターの概要をお示してください。

○松野郷社会教育部次長 家庭教育ナビゲーターは、平成27年度から令和2年度にかけて、北海道教育委員会、いわゆる道教委が、市町村の教育委員会等の協力を得ながら研修を受けて養成した人材のことでして、これまで、地域の様々な場面で、保護者同士が気軽に子育ての悩みなどを話したり、交流や学び合いができるようにサポートしたりする活動を行ってきております。こうした家庭教育支援の仕組みが構築されましたが、現在、道教委としてのナビゲーターの養成は行っていないため、道教委の仕組みを生かした取組の継続と、本市で活動するナビゲーターから新たな人材の養成に対する御要望も踏まえ、今年度、本市独自の家庭教育ナビゲーターの登録制度を創設、開始したところでございます。

○中村みなこ委員 現在、道教委は、家庭教育ナビゲーターの養成を行っていないとのことでしたが、なぜやめてしまったのでしょうか。

○松野郷社会教育部次長 道教委は、家庭教育ナビゲーターの養成につきまして、モデル事業として取り組んできましたが、道内の各地域にナビゲーターを配置できたなど、一定の仕組みづくりを終えたことから、家庭教育ナビゲーターに関する取組の主体を市町村教育委員会に移行し、道教委は、家庭教育支援者の資質向上に向けた研修の実施や研修講師、情報提供者としての各教育委員会を支援することとしたため、ナビゲーターの新たな養成を行わなくなったと伺っております。

○中村みなこ委員 道教委主体で行っていたものを市教委主体として、道教委は、後方支援的な立場に回るとのことと理解いたしました。取組主体の移行自体は強制でも通知があったわけでもないとは伺っております。あくまでも市が判断して市独自で取り組むとしたわけですけど、ちょっと追加で聞いてもいいでしょうか。ナビゲーターさんからの要望があったとはいえ、必要だ、本市でやっていこうと何をもって判断されたのでしょうか。

○松野郷社会教育部次長 家庭教育支援に関しましては、人を通してその情報を伝えていくことが重要という考えを持っております。で、家庭教育を道で養成しました人材がですね、これを継続的に進めていくことで、この家庭教育の支援ということが、より持続的につながっていくということを考えまして、我々としても新たに本制度を立ち上げたところでございます。

○中村みなこ委員 家庭教育を持続的につなげていくということですね。ちょっとまた後で触れたいと思いますが、では市内で活動する家庭教育ナビゲーターは、これまでどのような活動を行ってきたのか、お示してください。

○松野郷社会教育部次長 本市における家庭教育ナビゲーターの活動についてですが、保護者が集まるイベント等で当課が設置した家庭教育学びカフェのブースにおきまして、ナビゲーターが話しやすい雰囲気づくりを行いながら、保護者から、家庭教育や子育てについての困り事や、心配事を聞くとともに、保護者同士の語り合いを促すなど、カフェのように気軽にリラックスして会話できる場をつくっていただいております。昨年度は、わんぱくフェスティバルや健康まつり、まなびピアの3つのイベントで、約80名の保護者の利用がございました。このほかにも、各ナビゲーターが日常的に活動する場面におきましても、丁寧に話を聞くなど、保護者に寄り添った対応に努めていただいております。

○中村みなこ委員 各ナビゲーターが日常的に活動する場面もあるとのことでしたが、それはどの

ような活動なのか、御説明ください。

○松野郷社会教育部次長 これまで道教委のナビゲーターとしての活動や、民生委員・児童委員を兼ねている方は、職務として、保護者の相談や支援等に対応していただいているものと伺っております。

○中村みなこ委員 それぞれの肩書の下で、イベント以外でも、個人の対応もあるとのこと。個人的なつながりで活動することもあるとも聞いております。そうすると、どのような対応というか、支援をしているのか、把握し切れない状況があるということになります。

その件はまた後で触れますが、次に、民生委員児童委員連絡協議会という場で、社会教育課が家庭教育ナビゲーターについての説明を行ったとお聞きしました。その経緯と説明内容について御説明ください。

○松野郷社会教育部次長 民生委員児童委員連絡協議会の御説明についてですが、連絡協議会の事務局から御依頼がありましたので、その常任理事会での時間をちょうだいいたしまして、家庭教育ナビゲーターについての説明を行ったところでございます。その内容につきましては、今年度から開始しました旭川市家庭教育ナビゲーター登録制度の概要と、御要望があれば各地区での説明も可能であることをお話ししております。

○中村みなこ委員 説明以外の目的については把握されていないと聞いておりますので、ちょっとはっきりしないところがあるなと感じております。

次に移りますが、その説明の場で出された旧統一教会との関連を問う質問について伺います。どのような質問で、どのように回答したのか、お示しください。

○松野郷社会教育部次長 参加者からの御質問についてですが、家庭教育というと、旧統一教会関係者が関わってくる危険がある。そのことについてどう考えているのかという内容でございました。この御質問に対して、家庭教育支援につきましては、社会教育法等に位置づけられているもので、今回の取組についても、法律に基づき進めております。したがって、旧統一協会が関わっているものではございませんという趣旨の回答をしております。

○中村みなこ委員 社会教育法に位置づけられているものだから、関わっていないっていうことになると、何かおかしいなという気がしております。関わっていないと言い切れるのか、本当に何だろう、そういう方たち、旧統一協会が関わっていないのかって言い切れるのか、何か疑問だなと思っております。市民は、旧統一協会が関わっているかいないか、把握できるのかということも含めて、不安なのであって、今のお答えでは、やっぱり、安心できないという声が実際あったのでね、本当にそうだなと、安心できないなと私も感じたところです。

改めて、旧統一協会への認識と、市民の声の受け止めについて伺います。

○松野郷社会教育部次長 旧統一教会は、信者による違法な献金勧誘等の行為により、長期間にわたりまして、多数の方が多額の財産的、精神的損害を受けてきており、最高裁判所において解散命令が確定し、清算手続が進められている団体で、国としても、関係省庁が協力しまして、被害者救済に向けて必要な対応を行っているものと認識しております。また、安心できないという市民の声につきましてですが、真摯に受け止め、その懸念を払拭できるよう、本市の家庭教育ナビゲーターの登録に関しましては、適切な運用に努めてまいります。

○中村みなこ委員 過去には、ここ旭川でも、家庭教育支援条例制定の動きに大きく関わっていた

旧統一協会です。家庭教育、家庭教育支援というキーワードで、旧統一教会の関与を疑い不安を抱く市民がいるということは、当然だと考えます。懸念払拭に努めると答弁ありました。しっかりと進めていただきたいと思います。

全国的に見ても、家庭教育支援法、これは頓挫しておりますし、家庭教育支援条例制定の動きも下火になった、その背景には旧統一教会の関わりもありますが、ほかにも、公権力、国家権力等の家庭への介入のリスク、保守的な家族間の押しつけや価値観の統制などが問題とされておりました。この家庭教育ナビゲーターによる家庭教育支援が、これらの問題につながるのではないかと。ナビゲーターのさじ加減一つで、偏った考え方が各家庭へ押しつけられないかということも心配しております。見解を伺います。

○松野郷社会教育部次長 家庭教育は、教育基本法で、国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならないとありますので、この法律に即した対応に努めてまいります。

○中村みなこ委員 自主性を尊重しつつというところが、大事なポイントだなと思っております。

それでは、旭川市の家庭教育ナビゲーターはどのような方が登録されているのでしょうか、その要件を伺います。

○松野郷社会教育部次長 旭川市の家庭教育ナビゲーターの登録に関しましては、本市が定めた制度要綱に要件を定めております。その要件といたしましては、本市で活動する者で、道教委が認定した家庭教育ナビゲーター、または家庭教育支援や子育て支援に関わる活動を行う者で、旭川市教育委員会が指定する研修を受講したものとしております。また、特定の宗教や政党、営利といった活動を目的とするもの、暴力団または暴力団と密接な関係を有する者は登録しないこととしております。

○中村みなこ委員 今のお答えで市民の不安を解消するのは難しいなと感じました。特定の宗教云々の登録をしない要件が示されましたが、やっぱり見極めることができるのかな、難しいんじゃないかと感じます。

過去の家庭教育支援条例の例もあります。家庭教育支援という言葉への拒否反応をお持ちの方もおられます。さらに家庭教育ナビゲーターが個人で活動する場合もあると、先ほど確認できましたので、周りに知られることなく、家庭の奥深くに介入できてしまう位置になってしまうので、やはり不安は拭えないなと思うんですね。

改めて、旧統一教会関係者が入り込まないための対策について伺います。

○松野郷社会教育部次長 旧統一教会関係者が入り込めないための対策についてですが、先ほど答弁いたしましたとおり、特定の宗教のための活動を目的とするものは、登録の対象外とするとともに、まだ、御心配の声もあるということを受け止めまして、当面は広く募集するのではなく、子育てサロン関係者や民生委員・児童委員など、活動内容が把握できる団体等に所属し、子育て支援や家庭教育支援に携わっている方々を対象とし、改めて家庭教育の自主性を尊重するなど、ナビゲーターとしての役割を学ぶ研修を受けていただいた上で登録してまいります。また、登録後につきましても、登録申請の内容に虚偽の事実があったときや、家庭教育ナビゲーターとして不適当であると判断したときなどは、登録を取り消せることとしており、適切な運用に努めてまいります。

○中村みなこ委員 宗教関係者だと名札をぶら下げているわけではないですし、登録時の判断は本当に難しいんじゃないかと思います。さらに、団体等に所属していれば大丈夫という判断も安易なものではないかと考えます。どれも効果が期待できる対策にならない可能性があるんじゃないかと私自身は心配しております。保護者側から見ると、道や市に登録されているナビゲーターさんですので、全面的に信頼すると思うんですよね。そういう方もいると思います。不適切な対応をされたとしても、それに気づきにくい関係性が生じることも考えられます。旧統一教会絡みじゃなくても、つい意図せずに介入し過ぎたり、偏った方向へ導いてしまったりなど、そういう不適切な対応になることも考えられます。ですから、ナビゲーター対応が適切なかどうか、市が正しく把握できる仕組みづくりは必要ですので、ぜひ考えていただきたいと思います。例えば、関わった保護者側のアンケート実施や聞き取りも必要ではないかと考えますし、何かあったときの問合せ先などの周知と対応体制、こういう整備は欠かせません。しっかりとチェックできる体制を構築すべきであることを指摘させていただきます。

最後に、旭川市の家庭教育ナビゲーターの今後の展開について伺います。

○田村社会教育部長 今るる御質疑いただきまして、私は以前、子育て支援部におりましたときに様々な子育ての支援に関わっては来ました。その中でも、やはり当時も課題としてあったのは、やはり孤立してしまう方々も結構いらっしゃるということと、やはりそこに行政の情報が届いていないということで、その時点から現在に至るまでだと思いますけども、様々なチャンネルで、いろんな方々がそういった子育ての支援、もしくは家庭教育での困り事、そういったことに関われる裾野を広げていくことが大事なのかなあということを当時、現場で思った記憶があります。

今回、家庭教育ナビゲーターはそもそもは道教委のほうがまずは仕組みづくりということで始まった部分であります。一定の期間、モデル事業という形で進めた上で、旭川市でも登録が進んだわけですが、そこでのモデル事業の部分が終わりました。その後、若干ちょっと下火になったというところもありました。やはりここは、もう道はそういった形では後方支援に回りましたので、私どものほうでそういった形を引継ぎながら、やはりそういったその裾野を広げていきたいという思いがありまして、今回このような登録制度というものを本市独自としてつくらせていただいたというところでもあります。そうした中でですね、先ほど来、委員が御指摘のとおり、様々な方々がこれまでの経緯の中で、御心配されるということもごもっともですし、そういった旧統一協会のことだけではなくて、やはりその内容ですね。そういった部分が、やはり保護者の自主性を重んじるという姿勢というのは非常に重要だというふうにも思っていますし、押しつけにならないような形になっているかっていうのは、やはり我々としてもフィードバックは、やっぱりつかんでいかなきゃならないのかなあということで、先ほど来、御指摘ありましたアンケート調査ですとか、一定の聞き取りといったことも、そういったことの適切な運用の面では重要なことかと思っておりますので、ぜひそういったことも検討してまいりたいというふうには思っております。

今後の展開等につきましてはですね、現在家庭教育ナビゲーターは7名が登録して、子育てや家庭教育の支援に関わる活動を行っていただいているところなんですけれども、先ほどの答弁にもありましたように、昨年の3つのイベントで学びカフェでは多くの保護者に御利用いただいております。こうした家庭教育ナビゲーターが活躍できる場面は、まだまだほかにもあるものと想定しております。そのためにもまずは登録者数を増やしていくことが重要とも考えているところでござい

ます。

今後は関係部局や団体とも連携し、活動の場と登録者数の拡大を図りながら、併せて道教委の協力を得ながら、スキルアップ研修を実施し、ナビゲーターの資質の向上や、横のつながりを強化することで保護者の学びを支援する体制の充実に努めてまいります。

○中村みなこ委員 コロナ禍以降、特に保護者同士の関係が希薄になっている今です。家庭教育ナビゲーターという方たちが、何でも気軽に相談できる存在になることは、先ほどの裾野を広げるといっても含めて、大事だなあと考えてはおります。市民が不安なく利用できる体制にしていきたいと思っはいるんですけど、今の段階ではまだ、かなり不安定な制度でしかないと感じました。

研修を受ければ誰でもなれる、資格ではないこのナビゲーターですし、容易に悪用される危険性はやっぱり払拭できないんですね。そもそも、このいただいたチラシにですね、聴き役、サポート役、そして専門家につなぐという3つの役割が示されているんですけど、民生委員・児童委員の役割との違いとかがちょっとはっきりしないなあとという点もあります。この3つの役割は、家庭教育支援なのかっていうところもちょっと疑問に思うところがあります。先ほどの答弁で教育基本法での家庭教育は保護者に対する学習の機会及び情報の提供でありますけど、これにはそれが触れられていないんですよね。寄り添って話を聞く、楽しい交流の場で励ますとか、あと、専門家へつなぐとのことで、ナビゲーターっていう意味は、運転者にそこで方向の指示を与えるっていう言葉ですよ。案内役、進行役ということもありますけど、関係機関につなぐっていう役割はともかく、寄り添い、励ます役割とは程遠い名前だなんて思うんです。家庭教育ナビゲーターの名称を変えるっていうほうが手っ取り早い気持ちもありますし、大して認知されていないから市独自の制度に移行したのであれば、もっと適切なものに進化させられるんじゃないかなと思います。先ほど部長のほうからありました子育て支援になる、なんか色合いが濃いつて思うんですよね、社会教育、道教委でやっていたからっていうふうに来ているんだけど、その所管も含めて、考えたほうがいいんじゃないかなと感じております。家庭教育ナビゲーターという制度をつくっています、増やしていきますではなくて、必要性もきちんと明確にさせていただいてですね、心配な点が多い制度であると認識した上で、増やしていく方向性も見直しも含め、所管も、ネーミングも含め、整備、改善、対策を講じていただきたいということを指摘いたしまして、終わりとします。ありがとうございました。

○塩尻委員長 他に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○塩尻委員長 以上で予定していた議事は全て終了いたしました。

その他、委員の皆様から御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○塩尻委員長 それでは、本日の委員会は、これをもって散会いたします。

散会 午前10時38分